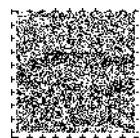


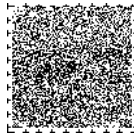
福祉のまちづくり条例の対象施設（建築物）において 遵守基準となる整備項目等

都市施設の名称	特定都市施設 網掛け部分が特定都市施設 床面積（以上～未満）				
	200㎡	500㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡
9 共同住宅等 ※※	共同住宅 寄宿舎又は下宿、その他これらに類する施設 ※			△	△
10 福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			○	○
11 運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ポーリング場又は遊技場 その他これらに類する施設 ※			○	○
12 文化施設	博物館、美術館又は図書館 その他これらに類する施設 ※			○	○
13 公衆浴場	公衆浴場			○	○
14 飲食店等	飲食店 料理店 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			○	○
15 サービス店舗等	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所 ※ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの ※			○	○
16 工業施設	工場その他これらに類する施設			●	●
17 駐車場又は発着場を構成する建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			○	○
18 自動車関連施設	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。） 上記以外の自動車の停留又は駐車のための施設 自動車修理工場、自動車洗車場 給油取扱所 自動車教習所			○	○
19 公衆便所	公衆便所			○	○
20 公共用歩廊	公共用歩廊			○	○
21 地下街	地下街その他これらに類する施設			●	●
22 複合施設 ※※※	東京都建築物バリアフリー条例第4条第2項に定める複合建築物 （個々の都市施設の規模では対象とならないが、同一敷地内にある複数の都市施設の面積の合計が2,000㎡以上となる場合に遵守基準適合義務が生じる。） 上記以外の1の項から21の項までに掲げる都市施設の複合建築物			○	○



凡例の解説

- ※ 建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるものは、東京都福祉のまちづくり条例の届出は免除
- ※※ 共同住宅等に利用居室等・車椅子使用者用便所（だれでもトイレ）・車椅子使用者用駐車施設がある場合は、そこまでの経路が移動等円滑化経路等となり、建築物（共同住宅等以外）の遵守基準が適用される。
- ▲★ 福祉のまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模
- △ 建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるもの（ただし、「観覧席・客席」「公共的通路」がある場合は、その整備項目について届出が必要）



凡例の解説

- 【福祉のまちづくり条例の届出が必要な遵守基準】
- ：建築物（共同住宅等以外）の遵守基準
- ▲：建築物（共同住宅等）の遵守基準
- ★：小規模建築物の遵守基準
- 【建築物バリアフリー条例等と重複している遵守基準（届出不要のもの）】
- ：建築物（共同住宅等以外）の遵守基準
- △：建築物（共同住宅等）の遵守基準

●▲★届出が必要となる整備項目（ただし、建築物バリアフリー条例等において義務化対象となるものについては届出免除）																	施設利用者別用途一覧		
① 経路等 移動等円滑化	② 出入口	③ 廊下等 授乳場所等	④ 階段	⑤ 傾斜路	⑥ その昇降ロビー及びエレベーター等の昇降機	⑦ エレベーターの昇降機 使用形態のエレベーターその他	⑧ 特別な構造又は特殊な形状のエレベーターその他	⑨ 便所 ベビーチェア ベビーベッド	⑩ シヤワー又は浴室又は客室 宿泊施設の客室	⑪ 観覧席・客席	⑫ 敷地内の通路	⑬ 駐車場	⑭ 標識	⑮ 案内設備	⑯ 案内設備までの経路	⑰ 公共的通路	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物	特定多数の者が利用する建築物	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●		すべての施設	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。） 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	左記以外
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、若しくはポーリング場又は遊技場	左記以外
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	すべての施設	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	飲食店	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	すべての施設	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	左記以外
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	すべての施設	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	すべての施設	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	各々の用途による	各々の用途による

- ※※※【複合施設において「授乳場所等」「ベビーチェア」「ベビーベッド」「観覧席・客席」が遵守基準となるもの】
- 複合施設内の各用途と規模が、単独の場合に特定都市施設となるときに「授乳場所等」「ベビーチェア」「ベビーベッド」「観覧席・客席」を遵守基準としているものについて、複合施設内の当該用途でそれらの整備項目が遵守基準となる。ただし、「患者の収容施設を有しない医療等施設」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「飲食店」「サービス店舗等」部分が500㎡未満のときは、当該用途部分については、「ベビーチェア」は遵守基準とならない。また、「地下街」にあっては、当該用途部分が200㎡以上のときに「ベビーチェア」が、1,000㎡以上のときに「ベビーベッド」がそれぞれ遵守基準となる。

